

広報

つるい

平成30年

2月号

No.678



鶴居村マスコットキャラクター
「つるぼー」

あすはとむら 未来に躍べ 郷土の誇りと 鶴の里

今月の主な話題

- 平成30年鶴居村成人式・・・2
- 村の話題・・・・・・・・・・3
- 確定申告のお知らせ・・・・4～5
- 平成29年度村政懇談会の
主な要望事項について・・・6～11

家族へ感謝し、立派な大人に

平成30年鶴居村成人式

1月7日、総合センターにて平成30年鶴居村成人式が挙行され、成人を迎えた男性11名、女性10名の計21名が艶やかな振り袖や袴、スーツに身を包み、式に出席しました。

式では、國安教育長の式辞と大石村長、松井議長から祝辞が述べられたほか、新成人の誓いの言葉では諏訪海晴さんと熊谷瑠衣さんが、家族や周囲の方々に感謝し社会人の一員として責任を持って行動するという、力強い宣誓が行われました。

式典の終了後にはレクレーションと交流会が行われ、新成人の皆さんは友人との再会を喜んでいました。



鶴居村ブドウ酒完成記念！

タンチョウ・ワインを楽しむタベ

12月19日、総合センターにて、「鶴居村ブドウ酒完成記念ータンチョウ・ワインを楽しむタベ」が開催され、昨年内で初めて収穫したブドウ「山幸」を原料としたワインがお披露目されました。

この日は、勝井勝丸池田町長や徳永新雄弟子屈町長をはじめとした来賓の方々や村民50名が来場し、鶴居産の食材を使用した料理とともにワインの味を楽しみました。

ワインは「クロナヌルージュハ赤い冠」と名付けられ、名前とラベルのデザインはタンチョウがイメージされており、味はややコクがあり重めのタイプとなっています。

今年収穫したブドウを使用したワインも製造中とのこと、今後の展開が大いに期待されます。



酪農業への理解を深めるために

ふるさと給食出前授業



12月15日、鶴居小学校3年生を対象として、ふるさと給食出前授業が行われました。

この取組は、地場産物を活用しながら地産地消に努める「ふるさと給食」の一環として、酪農生産者による酪農業の出前授業を行うことにより、子ども達に村の基幹産業である酪農業について学んでもらうことを目的としています。

授業では、JAKしる丹頂農協青年部の菱沼恭平氏と増田一真氏、よつ葉乳業(株)根釧工場の広瀬氏を講師として招き、酪農家の仕事内容や牛のからだや種類に関する知識、牛乳ができるまでの工程について学んだほか、牛の模型を使用した搾乳の疑似体験が行われました。

児童達は積極的に手を挙げて発言し、知らないことが多かったことには驚きの表情を見せ、楽しそうに授業に臨んでいました。

夢中になってもものづくり

村研わいわい何でも講座

12月26日、総合センターにて、村内の小学生を対象に村研わいわい何でも講座が開催されました。会場内には8ブースが設けられ、べっこう飴作りや落下傘の工作、光ファイバーを使用した星座づくりなど、理科や工作の分野で様々な体験ができる行事となりました。

冬休みの工作や自由研究の参考にも絶好の機会となったこの行事、参加した児童達は、夢中になって楽しくものづくりに励んでいました。



確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。役場では、平成29年分の所得税・住民税（平成30年度分）の確定申告相談を、次のとおり実施します。

◇申告相談受付期間

- 申告期間は2月15日（木）から3月12日（月）です。
- 還付申告は3月15日（木）まで受付けています。

◇確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産・配当・譲渡・雑・一時などの所得がある人
- サラリーマンで次に該当する人
 - 1 給与所得が2,000万円を超える人
 - 2 給与・退職以外の所得が20万円を超える人
 - 3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人
 - 4 年末調整をされていない人
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人（400万円以下かつ公的年金雑所得以外の所得が20万円以下の人を除く。）

◇還付申告ができる人

- 年の途中で退職して年末調整されていない人
- 年末調整された給与所得者で、医療費、寄附金、住宅借入金控除等を受けることができる人
- 年金受給者のうち、所得税の源泉徴収をされている人で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けることができる人

◇申告に必要なもの

- 収入や経費などを証明できる書類（源泉徴収票、収支内訳書、領収書など）
- 本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類の写し）
- 生命保険料や地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除額が証明される書類
- 医療費、雑損、寄附金、住宅借入金等控除を受ける場合は、医療費通知や領収書など各種控除に必要な書類（詳しくは役場税務係若しくは税務署にお問合せください）※医療費の領収書等は「医療を受けた人」「医療機関」ごとにまとめ、集計願います。
- 所得税が還付される人は、振込先の金融機関とその口座番号が分かるもの
- 印鑑
- 国外居住親族に係る不要控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」

◇住民税の申告

- 平成30年1月1日現在、鶴居村に住んでいて、平成29年中に収入などのあった人は申告が必要となります。
- 確定、還付申告をする人は住民税の申告は必要ありません。
- 国民健康保険に加入している人は、収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。
- 収入がなかった人で、別世帯の人の扶養になっている人は、申告が必要となります。
- 住民税の申告がないと、未申告の扱いとなり、認定課税の対象となりますので忘れずに申告してください。

個人住宅用太陽光発電設備を設置されている方へ

住宅用太陽光発電設備を設置している方で、売電収入がある方については、所得税及び住民税の申告をしていただく必要がある場合があります。申告内容等については次のとおりです。

- (例) 住宅用太陽光発電設備の取得額 ① 4,000,000 円
売電収入 (年間) ② 400,000 円
村からの太陽光発電設置補助金 ③ 500,000 円
耐用年数 17 年 (1 年分の減価償却費) (①－③) ÷ 17 年 = ④ 205,882 円
太陽光売電所得 (事業所得及び雑所得) ②－④ = 194,118 円

上記の場合は、所得が 20 万円以下となり所得税の確定申告は不要となりますが、**住民税の申告は収入があった場合は必ず必要**になります。また、計算上申告所得がマイナスとなる場合は、給与所得等から所得が減額されることとなります。

【お問合せ先】 役場企画財政課税務係 ☎ 6 4 - 2 1 1 2 (課直通) 釧路税務署 ☎ 3 1 - 5 1 0 0 (代表)

平成29年分 所得税
平成30年度 住民税

確定申告相談日程

月 日	曜日	受付時間	会 場	対象地域
2月15日	木	9:30 ~ 16:00	役場2階第1・2会議室	鶴居市街
2月16日	金			
2月19日	月	9:30 ~ 16:00	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡
2月20日	火	9:30 ~ 16:00	茂雪裡コミュニティセンター	茂雪裡
2月21日	水	9:30 ~ 16:00	幌呂農村環境改善センター	中幌呂 中幌呂下 支幌呂 茂幌呂
2月22日	木			
2月23日	金	9:30 ~ 16:00	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
2月26日	月	9:30 ~ 16:00	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂
2月27日	火	9:30 ~ 16:00	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂
2月28日	水			
3月1日	木	—	—	—
3月2日	金	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	中雪裡
3月5日	月	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	下雪裡
3月6日	火	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	中久著呂 下久著呂
3月7日	水	9:30 ~ 16:00	役場2階第3会議室	地域指定なし
3月8日	木			
3月9日	金			
3月12日	月			

- ※ 対象地域の住民を優先し受付けますので、極力、指定日にご来場されますようお願いいたします。
- ※ 還付申告は2月1日(木)~3月15日(木)まで受付けています。(上記日程以外は役場税務係窓口において受付けます。)
- ※ 役場2階会議室で受付している申告については、体が不自由な方等2階に来られるのが困難な場合につきましては、1階で受付いたしますので、企画財政課窓口までお申し出をお願いいたします。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、



平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、**マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

本人確認書類

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通知カード ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。) <p>などのうちいずれか1つ</p>	<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 在留カード <p>などのうちいずれか1つ*</p>

※ 法定調査の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの提出をするときには2種類以上必要です。

平成29年度村政懇談会の主な要望事項について

11月に開催しました村政懇談会において村内各地区からの要望・提案につきまして、検討結果をお知らせします。

ご多用中にもかかわらず多くの皆様からの貴重なご意見等に感謝申し上げますとともに、今後とも村政の推進についてより一層のご支援とご協力をよろしくお願いします。

各地区の共通事項

(要望事項) カラス・タンチョウ・シカ等による食害対策について

(検討結果) 本年度よりカラスの捕獲については、鶴居市街と支雪裡、下雪裡地区に箱ワナを設置し、専従の捕獲管理人1名を雇用して対策強化に当たった結果、昨年10月末現在の捕獲実績で458羽となり、既に前年度1年間の捕獲数である208羽に対して2倍以上の実績となっています。来年度以降も捕獲体制の強化を図ることとしており、他の自治体の取り組みなども参考としながら、一体的に野生鳥獣による被害対策の在り方を検討していきます。また、タンチョウによる食害対策については、例年同様に村鳥獣被害対策協議会による「追い払い事業」を地域の協力を得ながら継続して実施することとしています。

(要望事項) 道道の路肩の草刈回数の増及び歩道の草刈について

(検討結果) 道道の路肩の草刈については、道路を管理する北海道では各路線年1回となっており、通学路付近やカーブ区間の交差点等は道路の見通しに応じて数回行われていますが、回数を増やすことについて引き続き北海道に要請していきます。また、歩道の草刈は、平成27年度から北海道と村が共同して北海道で年1回、村では年2回行っているところであり、今後も継続して実施します。

(要望事項) 村道の補修や舗装について

(検討結果) 各地区より村道の補修や舗装、改良等について多くの要望がありますが、限られた村の財源の中で村内全体での優先度を確認し、安全走行の確保と利便性の向上を図るため、引き続き適正な整備と維持管理に努めます。

(要望事項) 道路脇の支障木の伐採や枝払いについて

(検討結果) 道路沿いの雑木等については、関係機関と連携して適宜に伐採や枝払いに努めていますが、本村の美しい景観を維持するため、別枠の取り組みとして新年度予算に計上することを検討しています。

(要望事項) 道路除雪の適切な対応について

(検討結果) 大雪や暴風雪の際には、必要な除雪作業の従事者や車両機械の確保のために時間を要する場合がありますが、国道、道道、村道と連携して出来るだけ早期の除雪に努めています。なお、適切な除雪に心掛けていますが、家の出入り口における作業上の堆雪等については、皆様のご理解とご協力をお願いします。

(要望事項) 保育園の親子行事の廃止理由と親子遠足の復活について

(検討結果) 親子遠足については、仕事の都合等により全ての親の参加が難しい現状にあったことから、教育的な配慮によって廃止した経過にありますが、親子・親同士のふれあいの場も大切と考えますので、今後、検討を進めていきます。

(要望事項) 子ども子育て支援施設と総合体育館の建設に関する住民説明について

(検討結果) 村では、鶴居西公共施設エリアの整備として、老朽化が進んだ鶴居保育園及びファミリースポーツセンター等を解体し、同場所に新しく施設機能の充実を図った子ども・子育て支援施設と総合体育館の建設を予定しています。両施設とも平成32年度の完成を計画していますが、今年2月下旬頃に新施設の概要と新体制等に係る住民説明会の開催を予定しておりますので、今後、開催日程と場所についてお知らせします。

下久著呂連合会

(要望事項) 久著呂川管理道路の新設について

(検討結果) 旧農協付近から下流にかけた築堤の両岸設置については、昨年同様、河川管理者である北海道から河床土砂の性質から築堤の設置は不向きとのことであり、引き続き他の最善の方法を要望していきます。なお、久著呂川の土砂上げ事業は継続して行われますが、この除去した土砂を畑等で利用することについて、今後希望を取りまとめる予定です。

(要望事項) 村道中雪裡下久著呂線の冬道対策について

(検討結果) 安全で走りやすい道路環境の向上を図るため、地域を結ぶ幹線道路である本路線の大規模な線形改良工事を行います。今年度から設計を行っており、平成30年度からは本格的な工事に着手し、平成33年度頃には下久著呂側の急カーブを改良した後、継続して鶴居側の急カーブを改良し、平成39年度の工事完了を予定しています。

(要望事項) 渡辺川の床さらい及び明渠の新設（佐藤農場付近）について

(検討結果) 今年度春に北海道で隣接する明渠の床さらいを実施しましたが、クチョロ川本流の水位が高いために十分な排水機能を果たせず、抜本的な改善には至りませんでした。国や道の事業によるクチョロ川本流の床さらいが予定されていることから、これらの効果を見極めて行きたいと考えます。

(要望事項) カラス捕獲料の値上げについて

(検討結果) カラスの捕獲料は、1羽につき猟銃の場合は1,000円、箱ワナの場合は200円となっていますが、捕獲に掛かる経費も考慮し、来年度以降に値上げなどを含めた捕獲対策の強化を図りたいと考えます。

(要望事項) ヒグマ捕獲用の箱ワナ設置について（斉藤農場デントコーン畑）

(検討結果) ヒグマも保護対象の動物であり捕獲には早めの許可が必要となりますが、北海道とも協議を図りながら、箱ワナの設置台数について増やすことを検討します。

下雪裡連合会

(要望事項) 北4線に防雪柵の設置について

(検討結果) 村道の防雪柵は、雪の吹溜りや交通量の状況等を調査の上、計画的に各路線の必要な個所に設置しています。当該箇所については、平成31年度以降の設置を協議しますので、それまでは除雪の充実に努めます。

(要望事項) 北5線の村有林の伐採について

(検討結果) 村有林は村の森林施業計画に基づき管理していますが、道路の凍結防止を図るため、南側のカラマツ林のみを平成30年度に伐採することとします。その際、鶴見台の景観に配慮して周囲の天然林は残すこととし、中の危険木についても伐採することを予定しています。

(要望事項) 2号幹線明渠へのアシベツ川からの流入対策の継続について

国営農地造成による利用不能地の対応について

(検討結果) 上記2件について、昨年8月に地域懇談会を開催し、釧路開発建設部も参加して対策を協議したところですが、今後も国や道と連携のもとで地域の意向を踏まえた協議を進めていきたいと考えます。

(要望事項) タンチョウの事故発生時における早朝・夜間・休日等の連絡先と対応について

(検討結果) ケガや死亡したタンチョウを発見した場合の連絡先について、平日は村教育委員会、土曜日・日曜日・祝祭日は村役場となりますが、早朝・夜間の対応は困難です。日中（午前8時30分から午後5時15分まで）に連絡をお願いします。

(要望事項) タンチョウの撮影防止看板の多国語表示について

(検討結果) 外国人観光客等にも対して駐車禁止や撮影禁止箇所を啓発するため、多国語も併記した注意看板を平成30年度に必要な個所に設置します。

鶴居市街自治会・中雪裡連合会

(要望事項) 道道釧路鶴居弟子屈線北斗坂の冬期対策による迂回路建設等の要望について

(検討結果) 北海道、釧路市、鶴居村の三者協議を実施しており、冬道安全対策として昨年度から凍結防止装置の設置が進められています。現在、線形改良または迂回路建設についての協議も行われおり、継続して早期の改善に向けた要望を行っていきます。

(要望事項) 自宅周辺における環境整備の啓蒙・啓発と高齢者及び空き家周囲等に対する事業者の斡旋について

(検討結果) 村営住宅の入居者に対しては、入居の条件として住宅周辺の環境管理を位置付けており、必要に応じて適宜指導も行っていますが、共用部分のある住宅については村で管理を実施しています。なお、村では草刈りなどを行う事業者等の斡旋は行っておりませんが、高齢者等に対しては地域との共助により村でも協力したいと考えています。

(要望事項) 鶴居市街の道道53号線沿い街路樹（ツツジ・とちの木）の環境整備と落ち葉対処について

(検討結果) 当該街路樹は北海道の管理区域であり、ツツジについては対応を要望していますが、とちの木の落ち葉の問題も含めて街路樹一帯の再整備等について今後要望したいと考えます。なお、落ち葉の処理については、協働の視点に立ち、村の支援と自治会による取り組みについて協議を進めたいと考えます。

(要望事項) 市街地内に植樹している桜の木の管理について

(検討結果) 鶴居市街地には、村植樹祭により平成25年度から毎年100本程度のエゾヤマザクラをサッカー場及びプロムナード周辺に植樹してきました。苗木が良好に成育しており、平成30年度以降には村内各公共施設等に移植や補植を行い、景観維持のために継続的な保育管理について検討しています。

(要望事項) 鶴居運動広場の人道橋における音響設備の修繕について

(検討結果) 現在、故障のため音楽が流れておらず、修繕には相当の金額を要します。再度、周辺施設の将来的な在り方を踏まえながら、関係機関と協議の上、今後の必要性について検討します。

(要望事項) タンチョウシンポジウム実施後における今後のタンチョウとの関わり方・共生の在り方について

(検討結果) タンチョウ生息地の分散化による保護を目指した給餌量の削減が始まるなど、タンチョウを取り巻く環境は転換期を迎えており、農業被害や観光との関わりも課題とされています。

このシンポジウムを大きな節目とし、平成30年度から「(仮称) タンチョウ『鶴居モデル』構築検討委員会」の体制づくり・組織づくりに向けて、関係者と協議し、連携・協力しながら進めていきます。

中幌呂農事組合

(要望事項) 幌呂神社からの上り坂の日陰解消を図る幌小高台側の立木伐採について

(検討結果) 既に一部立木を伐採していますが、現状を確認しながら原因となる幌呂小学校の立木についても平成30年度に伐採を行い、日陰の解消を図ります。

中幌呂下農事組合

(要望事項) 除雪の徹底とアイスバーン対策について

(検討結果) 道道(関根宅～林崎宅)については、道路管理者である北海道との除雪会議において重点区間として毎年要望しています。また、村道(藤沢宅～九間橋)については、随時砂を撒くなどして凍結防止に努めておりますが、今年度にスリップ注意の看板を2カ所に設置し、平成30年度には道路脇の支障木を伐採します。

幌呂市街自治会

(要望事項) 幌呂市街と鶴居市街・上幌呂を結ぶ道道幌呂原野鶴居線の三叉路交差点の視界確保について

(検討結果) 当該箇所は見通しの悪い交差点であり、平成30年度に原因となる支障木を伐採し、交通上の視界確保を図ります。

(要望事項) 道路清掃時における集積土砂の投棄と道路草刈時の飛散による処理方法の改善について

(検討結果) 村道の清掃と草刈は業者に委託しており、事実確認の上、必要な指導等を実施します。

幌呂老人クラブ

(要望事項) 幌呂老人寿の家調理室の水道凍結防止に向けた利用者が管理可能な機器への修復について

(検討結果) 冬季間の水道凍結には十分注意して管理していますが、ご指摘の水抜栓については専門業者による点検を実施し、不都合がある場合には改善方法を検討します。

幌呂連合会

(要望事項) 幌呂農村公園パークゴルフ場の表示看板等の修復について

(検討結果) 平成30年度において、表示看板の新たな設置、水道の整備及びコース内の階段を補修することとします。

(要望事項) 幌呂地区の将来展望に係る総合計画の位置付と協議の場について

(検討結果) 現在、新しい村づくりの指針となる第5次鶴居村総合計画の策定作業を進めており、計画期間は平成30年度から平成39年度までの10年間としますが、具体的な実施計画の期間は3カ年毎とし、毎年度、計画内容の評価と見直しを行うこととしています。幌呂地区の将来展望に係る協議の場については、平成31年度以降において検討させていただきます。

中久著呂地区

(要望事項) 久著呂川流域の河岸洗掘対策による護岸予定地の早期着工について

(検討結果) 河川管理者である北海道では、用地測量を行った上で護岸工事を実施する方向であり、早期着工に向けて要請していきます。

(要望事項) シカによる農業被害防止の電牧機及び鉄線の助成について

(検討結果) 電気牧柵等の設置に対する国の補助制度については、採択要件が厳しいなど現実的に困難な状況にあり、シカをはじめとする他の野生鳥獣との一体的な被害対策が必要と考えられるので、他の自治体の取り組みなどを参考としながら、得策を検討していきます。

(要望事項) ふるさと情報館屋外遊具の小学生以下でも利用可能な改善について

(検討結果) ふるさと情報館にある既存の遊具に加えて、幼児用遊具についても平成30年度に設置することとします。

支雪裡連合会

(要望事項) 一般ハンターの捕獲マナーの徹底について

(検討結果) 他府県からのシカ等の捕獲を目的とした一般ハンターに対する狩猟マナーの遵守や規制については、狩猟許可をする北海道といった関係機関等との連携を図りながら、適切な対応を検討したいと考えます。

(要望事項) 故長谷川光二氏の旧家屋保存と村の振興に繋がる取り組みについて

(検討結果) 有志により制作を検討している模型を、ふるさと情報館内に展示することについては、慎重に協議検討します。

下幌呂自治会

(要望事項) 希の杜分譲地の販売状況と周辺環境整備について

(検討結果) 平成27年7月から販売を始めた希の杜団地は、現在26区画中5区画の売却実績となっており、今まで、釧路市内や首都圏等で移住・定住促進ブースを出展し、広く雑誌に掲載するなどしてPR活動に努めています。また、環境整備としては、昨年度から2カ年かけて桜や紅葉等の植樹を行ったほか、毎年2回草刈りを実施しており、今後は住宅の増加状況を見ながら分譲地内の公園に遊具やベンチ等の整備を予定しています。

(要望事項) 防災ハザードマップと関連した避難所設置後の動きについて

(検討結果) 村内における土砂災害や釧路川氾濫の危険箇所、そして避難所の位置等が一体となった防災ハザードマップを平成30年度に作成することを予定しています。また、避難所設置後の動きについては、今年度作成した避難所マニュアルによる対応となりますが、今後、順次各避難所に備え置くと共に広く周知する方法を検討します。

(要望事項) シンボルビューあふれる「美しい村づくり」の提案について

(検討結果) 村のシンボルである村鳥「タンチョウ」、村花「コスモス」、村木「シラカバ」を生かした美しい村づくりの提案は、住民参加型による取り組みを目指した貴重な意見として捉え、今後の村づくりに生かしていきたいと考えます。

(要望事項) 釧路湿原国立公園に係る専任職員の配置について

(検討結果) 平成30年度から、タンチョウと人との共生を主の目的とした「(仮称)タンチョウ『鶴居モデル』

構築検討委員会」の体制づくり・組織づくりに向けて、関係者と協議し、連携・協力し合いながら進めていくこととしています。釧路湿原についても、今後の保全と関わり方等に対する体制づくりを進めることとしています。

(要望事項) 釧路湿原展望台駐車場で行われる暴走行為の規制について

(検討結果) 鶴居側の釧路湿原展望台駐車場において夏季の夜中を中心に行われる車両の暴走行為に対し、一般通行車両の危険防止や騒音問題の対処について、釧路警察署による取締りの強化と駐車場の管理者である北海道に対応策等を要請します。

茂雪裡自治会

(要望事項) 茂雪裡文化交流施設の改修と旧校舎の活用要望に対する村の対応について

(検討結果) 具体的な改修計画は設けておりませんが、損傷が進んでいる床等については平成30年度に一部補修します。

また、旧校舎の活用要望に対しては、まず地域で具体的な活用方法を見出すことが必要と考えられますが、村内の大半の地域で人口が減少している状況にあり、村でも重要な課題と捉えていますので、今年度末から専門の講師を招いて地域活性化に向けた講演会や学習会等の開催を各地区で予定しているところです。今後、地域の特性を生かした取り組みなどに応じて支援及び対応策を検討していきたいと考えます。

(要望事項) 旧茂雪裡小学校グラウンドの道路建設用資材置場使用による未整地と原状回復について

(検討結果) 道道阿寒公園鶴居線の拡幅工事等による資材置場として貸しており、今後、使用業者に指導を行うと共に工事発注者である北海道に対しても適切な使用管理について要請します。

(要望事項) 旧茂雪裡小学校の学校林の倒木処理について

(検討結果) 村のカラマツ林として森林施業計画に基づき管理していますが、風防の役割を考慮し、まず平成30年度に道道右側の伐採を行い、その後、残りの道道西側について伐採することを予定しています。

(要望事項) 村歌の住民に対する広い普及について

(検討結果) 鶴居村歌は、開村30周年の記念事業の一つとして昭和43年に制定されました。当時、公募の中から優秀作となった歌詞に郷土出身の作曲家に依頼して完成したものであり、今回の開村80周年を契機として広く村歌を聴ける機会を増やしていくことを検討します。

上幌呂連合会

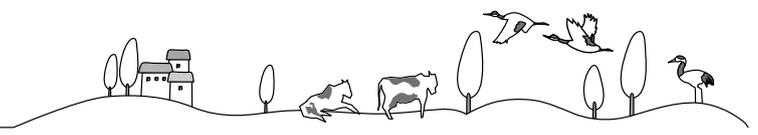
(要望事項) 上幌呂地域体育センター玄関タイルの修繕について

(検討結果) 昭和57年に建設した旧上幌呂小中学校体育館の玄関タイルについて、損傷が著しいことから平成30年度に修繕を行います。

(要望事項) 上幌呂神社に通じる迂回路整備による取付道路の設置について

(検討結果) 村道への一般による取付道路については、始めに村に対して取付内容を申請し、内容審査を受けた後、利用者の負担によって整備していただく取扱としているため、今回の件については、村が行う整備の対象とはなりませんので、ご理解をお願いします。

役場からのお知らせ



村内施設整備のお知らせ

この度、観光客受入れ整備の一環として、どさんこ牧場センターハウスのリニューアル、音羽橋へ仮設トイレの設置を行ったのでお知らせします。
どさんこ牧場センターハウスは、入口（玄関の拡張）と内装設備の更新を行い、落ち着いた休憩スペースになっています。

音羽橋の仮設トイレはタンチョウの写真撮影などで来村する観光客のために設置したもので、3月20日まで3基設置しています。



音羽橋に設置した仮設トイレ



リニューアルしたどさんこ牧場センターハウス

ほのぼのセンター指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項及び第6項、並びに鶴居村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、同条例施行規則に基づき、次のとおり指定管理者を指定したのでお知らせします。

【施設の名称】

鶴居村農業生産支援交流施設「ほのぼのセンター」

【所在地】

鶴居村鶴居東1丁目12番地

【申請者の名称】 医療法人養生邑

【指定期間】

平成30年4月1日から平成33年3月31日

北方領土の日特別啓発期間について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

道では、北方領土返還要求に係る国民世論の高揚を図るため、毎年1月21日から2月20日までを「北方領土の日」特別啓発期間として、重点的な返還要求運動を実施しています。

本村でも、役場庁舎とふるさと情報館に署名コーナーを設置していますので、ご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】
役場総務課 ☎64-2111

確定申告について

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

確定申告期間は平成30年2月16日(金)から3月15日(木)までです。還付申告は、平成30年2月15日(木)以前でも行えます。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、相談及び申告書の受付に長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e・Taxによる送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外受取箱への投函による提出が便利です。申告書はご自身で作成し、できるだけお早めに提出してください。
※平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。

当コーナーでは、給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば「e・Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

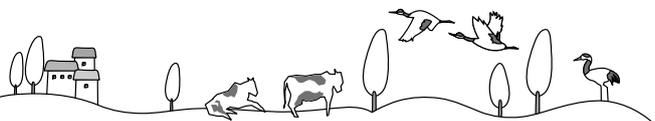
確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する都度、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です）。

※e・Taxで申告書等を送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

役場からのお知らせ



【本人確認書類の例】

- 例1 マイナンバーカード
- 例2 通知カード十運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

医療費控除の明細書の添付が義務化されました

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」では、医療費控除の明細書や確定申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

確定申告をしなければならぬ方

給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払を受けている方など

確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合、還付を受けるための申告（還付申告）により所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合

②病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
（注）平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

詳しくは、国税庁ホームページ「平成29年分確定申告の医療費の明細書添付義務化のお知らせ」をご確認ください。

③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合など

④ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
（注）ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が、医療費控除などの他の適用を受けるために確定申告をする場合は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告を行う必要があります。

※還付申告をする場合は、その他の各種所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

※それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。

申告書の税務署への送付について

確定申告書は「信書」に該当しますので、送付により提出される場合には、必ず「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」を利用されるようご留意願います。

※一般小包郵便物（ゆうパック）、冊子小包郵便物（ゆうメール）、簡易小包郵便物（ゆうパケット）では、信書を送付することができません。詳しくは、日本郵便株式会社のホームページをご覧ください。

納付期限と振替納税の利用について

【振替納税を利用】

振替日（平成30年4月20日（金））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。

※振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成30年3月15日（木）までに提出してください。

※振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続

が必要となります。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では、振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

【現金で納付】

現金に納付書を添えて、納付期限（平成30年3月15日（木））までに金融機関（歳入代理店）又は所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

※金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

【電子納税を利用】

自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.go.jp）をご覧ください。

【クレジットカードで納付】

インターネットを利用して専用のe-G画面から納付できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

〇 釧路税務署 ☎ 31-5100

〇 役場企画財政課税務係 ☎ 64-2112



鶴居消防出初式

1月5日（金）、平成30年鶴居消防出初式が鶴居村総合センターにて執り行われました。

当日は天候に恵まれ、消防職団員と来賓合わせて約80名が出席し、小野寺副団長指揮のもと部隊行動や消防車両の整備状況を確認する特別点検が実施されました。

続いて北海道定例勤続表彰（知事表彰）、日本消防協会定例表彰などの表彰伝達式が行われました。式に出席した消防職団員は新たな気持ちで防災活動をスタートさせました。



鶴居消防団車両破壊救助訓練を実施

昨年の12月10日（日）、消防署にて鶴居消防団員が「事故車両に要救助者が取り残されている」という想定で車両破壊救助訓練を行いました。この訓練では、消防車両に積載されている救助資機材を使用し、効率よく安全に車両を破壊し、要救助者を救出するのかを考え・学ぶもので、参加した団員は破壊方法や注意点について職員の指導を真剣に聞き、訓練に臨んでいました。



身近な雪害にご用心！！

まだまだ雪が降り続く季節です。除雪作業や落雪による事故を防ぐため下記のことにご注意しましょう。
《雪害防止のポイント》

- ・除雪作業は家族、となり近所にも声をかけ2人以上で行いましょう。
- ・除雪作業をするときは携帯電話を持ち作業をしましょう。
- ・除雪機の雪つまりは、必ずエンジンを停止させてから取り除きましょう。
- ・軒下を通る際は、屋根からの落雪に十分注意しましょう。
- ・FF式ストーブや湯わかし器の排気筒の先端が雪に埋まらないように、付近の雪を取り除きましょう。
- ・落雪や積雪により、煙突が破損するおそれがあるので注意しましょう。
- ・子どもだけで、雪山で遊ばせないようにしましょう。
- ・足元が滑りやすく歩行中、転倒するおそれがあるので注意しましょう。



平成29年 鶴居消防署出動件数

●平成29年の災害出動件数は以下のとおりです。

出動区分	火災出動	※その他の出動	救急出動	ドクターヘリの出動
件数	1件	23件	146件	13件

※その他の出動

（交通事故等による救助、ドクターヘリ要請時の支援、火災まで至らなかった出動など）



屋根からの落氷雪事故防止など のお願い

北海道開発局・北海道・北海道警察・鶴居村からのお知らせです。毎年、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期の通行を円滑にし、事故を無くすため、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。

◆落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。

◆交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。

◆軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。

◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

【国道についてのお問い合わせ先】

■釧路開発建設部公物管理課

釧路市幸町10丁目3番地

☎24-7000

■釧路開発建設部弟子屈道路事務所

弟子屈町鈴蘭4丁目4番1号
☎015-482-2327

「国有林モニター」募集について

林野庁北海道森林管理局では、国民の皆様が国有林の役割や現状等をご理解いただくとともに、国民の幅広い意見を把握し国有林野の管理経営に役立つため、平成30・31年度の「国有林モニター」を次のとおり募集します。

【募集人数】 48名

【依頼期間】

平成30年4月から平成32年3月（2年間）

【依頼内容】

国有林や森林・林業に関するアンケート調査への回答・モニター会議、現地見学会への出席（旅費・宿泊費は国家公務員の旅費規定に基づく額を支給します）

国有林野の管理経営に関する意見・提言などの提出（※林野庁や森林管理局の広報資料などを定期的にお送りします。）

【応募資格】

北海道にお住まいで、国有林に関心のある満20歳以上（平成30年4月1日時点）の方。

※国会・地方議会議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、林野庁OB、森林・林業担当の自治体職員及び平成28・29年度の国有林モニターは除きます。

【募集期限】

平成30年2月23日（金）必着

【応募方法】

次の必要事項をご記入の上、郵送・FAX・メールのいずれかの方法で応募ください。

- (1)氏名（ふりがな）、(2)性別、(3)住所、(4)郵便番号、(5)生年月日・年齢、(6)職業、(7)電話番号、(8)国有林モニターを知ったきっかけ、(9)応募理由（100字程度）

※ご応募いただいた個人情報、国有林モニターに関する目的以外には使用いたしません。

【応募先】

〒064-8537

札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局企画課国有林モニター担当（☎011-622-5228、FAX011-622-5194）

2018年度内閣府青年国際交流事業日本代表青年募集中！

内閣府では、国際社会・地域社会で活躍する次代を担うにふさわしい青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身に付けるプログラムです。

日本代表青年として各国の選抜された青年と研修・交流を行い、自分を成長させてみませんか。

「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業、国際青年育成交流事業

業、日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業、地域コアリーダープログラムの参加青年を募集しています。

詳細については、内閣府青年国際交流担当室（☎03-6257-1434 <http://www.cao.go.jp/koryu/>）または北海道総合政策部国際局国際課（☎011-204-5091）までお問い合わせください。

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

【お問合せ先】

北海道労働局

☎011-709-2311

釧路労働基準監督署

☎42-9711

平成29年度 赤ちゃんとふれあい体験学習を開催しました 鶴居中学校

このほど村内の親子にご協力いただき、平成29年度赤ちゃんとふれあい体験学習事業を行いました。

村では赤ちゃんとふれあう機会の少なくなった思春期の中学生を対象に、赤ちゃんや赤ちゃんの親とのふれあいを通して「親になることの責任」、「赤ちゃんのかわいらしさ」、「生命の尊さ」を肌で感じ取ってもらいたいと考え、鶴中では毎年、幌中では隔年に赤ちゃんとふれあい体験学習を開催しています。この事業では赤ちゃんとふれあう他に、釧路赤十字病院の助産師を講師に招き、いのちの誕生、受精から出産、性感染症についてのお話を聞き、自分を大切に生きること、人を大切にすることを生徒たちは学びました。

それでは、赤ちゃんとふれあい体験前後に生徒に実施したアンケートの集計から一部ご紹介します。



アンケート結果

・(*) : 5%水準で有意差あり
・アンケート1名なし

赤ちゃんを育てることについてどう思いますか？

	体験前(人)	体験後(人)
大変そう	17	17
つらそう	7	9
忙しそう	15	14
めんどろそう	4	2
自由な時間がない	10	5
楽しそう	9	14
幸せそう	9	14
すばらしい	6	9

親のイメージは？

	体験前(人)	体験後(人)
口うるさい	7	5
わずらわしい	3	0
厳しい	2	5
威厳がある	3	3
ありがたい	12	11
頼りになる	9	11
安心感がある	10	10
その他	0	0

赤ちゃんとふれあい体験学習は楽しみか。
ふれあい体験をして良かったか。(*)

	体験前(人)	体験後(人)
はい	6	18
わからない	8	0
いいえ	4	0



中学生の感想

【赤ちゃんとふれあいや助産師さんの話で感じたこと】

- 僕たちは思春期で体も心も大きく成長しています。これは、僕たちの親がしっかり育ててくれたから、自立することができるのだと思いました。
- 話を聞いて、自分たちはすごい確率なんだなぁと思ったし、何か一つでも違えば今の自分はいないと考えると、今生活していることがすごく幸せだなぁと思いました。

【赤ちゃんとふれあいで感じたこと】

- よく泣いたり、活発だったり、おとなしかったりと色々な個性のある赤ちゃんに出会えたのがとても楽しかったです。また、どのお母さんも幸せを感じる時は赤ちゃんが笑顔のときで、僕も赤ちゃんの笑顔を見るとほっこりしました。
- 赤ちゃんは何をしても本当にかわいいなと思った。ミルクをあげるときや、目が合って笑いかけたときにじっと見つめ返してくれたことがとても嬉しかった。お母さんに苦勞について質問したとき、「でもやっぱり子どもたちがいて幸せ」と言っていたのが印象的だった。私も将来はやっぱり子どもを育てたいと思った。
- 私は赤ちゃんに関わるのがあまりなかったので、ふれ合って、赤ちゃんがとても大切に大事なことがわかりました。あぐらをかいてその間に赤ちゃんを座らせたんですけど、意外とずっとじっとしていて、でもやわらかくて、大事にしなくちゃいけないなと思いました。とても貴重な体験ができて、これからは役立つと思います。

【赤ちゃん、お母さん、お父さんへのメッセージ】

- あまり赤ちゃんに触れる機会が無いので、とても勉強になりました。将来また赤ちゃんに触れる時が来たら今日の経験を生かしたいと思います。子育て頑張ってください。
- 赤ちゃんはそのまま元気に育ってほしいし、お母さん方は色々大変かもしれませんが、赤ちゃんの笑顔や成長を見て頑張ってください。お父さんも仕事で疲れていると思いますが、赤ちゃんの成長を願って、元氣いっぱいな子に育ててください。
- 私は赤ちゃんが苦手だったけれど、今回触れ合うことで少し好きになった気がします。ありがとうございました。



協力してくれたお母さんの感想や 中学生へのメッセージ

【中学生の姿を見て、どのように感じましたか】

- 皆様の恐る恐る抱っこするところがほほえましかったです。
- 緊張しながらも赤ちゃんとしっかりコミュニケーションをとろうとしてくれて、とても頑張っていたと思います。
- とてもしっかりしていました。最初戸惑っていた子たちも赤ちゃんが機嫌よくしていると少しリラックスして抱っこしたりしてくれました。
- 赤ちゃんと楽しく触れ合えて、良い体験だと思います。

【中学生へのメッセージ、事業に関しての感想等】

- 個人的にはとても良い行いだと思います。
- 中学生くらいの時にこのような体験ができるのはすごく良い事だと思う。

新刊案内

鶴居村ふるさと情報館みなくる図書室だより

蔵書点検による休館について

みなくる図書室は、2月21日(水)～27日(火)まで蔵書点検のため休館します。期間中の返却は自動ドア左にある「返却ポスト」をご利用ください。※CD・ビデオテープは返却が遅れても構いませんので、絶対に返却ポストへは入れないでください。破損の原因となります。

- 開館時間……10:00～18:15
- 休館日……2月21日(水)～27日(火)まで蔵書点検のため休館します。
- 貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】
2週間(1人10冊まで)
【CD・VTR・DVD】
1週間(CD3点、VTR2点、DVD1点まで)

※紹介している本は1/31(水)から利用できます。

知って役立つ!家族の法律



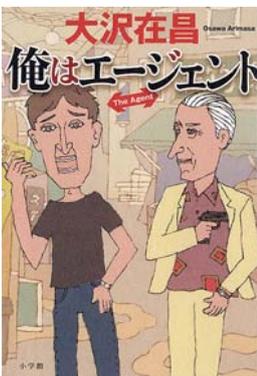
長橋晴男 著
相続、遺言、結婚・離婚と親子関係、成年後見など、日常生活に密接に関係した法律「家族法」を、1テーマ見開き2ページで解説。「普通の市民」が「普通の生活」をする上で、知っておきたい「家族法」の基礎知識が満載。

赤ちゃんもママもうれしいとりわけごはん



熊谷しのぶ 著
札幌で人気子連れカフェを主宰する著者による時短・アイデアレシピ集。大人と赤ちゃんのごはんがいっぺんにできる「とりわけ」、アレンジ自在の「作り置き」など全45品を紹介。離乳食の基本やおすすめ食材なども掲載。

俺はエージェント



大沢在昌 著
23年ぶりに復活した極秘ミッション「コベナント」とは?フリーター青年・村井と元凄腕エージェント・白川老人の“迷コンビ”が、巨悪の陰謀を追いつめる!

意識のリボン



綿矢りさ 著
交通事故で意識が身体から抜け出してしまった20代の娘、通り魔が出没するという不穏な噂を耳にした主婦…。様々な女たちの視線から世界を描く。

魔法学校へようこそ



さとうまきこ 作
高橋由為子 絵
小学4年生の圭太の目の前にあらわれた、動く矢印。追いかけた先にあったのは、なんと魔法学校!圭太は、生徒として選ばれたリッチと紅子とともに魔法を学ぶことになったが…。ハートフルファンタジー。

まほうの絵本屋さん



小手鞠るい 作
高橋克也 絵
女の子がふくろうの声に導かれて森をぬけると、そこには絵本屋さんが。黒猫の店員さんが選んでくれた絵本の中には、夢みた世界が広がっていて…。ポーロニャ国際児童図書賞受賞作家と気鋭のイラストレーターのコラボ絵本。

お誕生



お誕生おめでとうございます。

12月中に届出のありました出生について、次のとおりご紹介いたします。

伊藤	楓純 ^{かすみ}	ちゃん	女	支雪裡
志村	季紗 ^{きさ}	ちゃん	女	鶴居市街
松下	歩波 ^{ほなみ}	ちゃん	女	下幌呂

NHK釧路放送局 開局80周年記念 企画展

映像でよみがえる 簡易軌道と道東開拓のあゆみ

NHK釧路放送局は平成30年2月、開局80周年を迎えます。これを記念し、簡易軌道に関する映像・写真の紹介や資料の展示など、企画展を釧路市立博物館と共同で実施します。

- 【主催】 NHK釧路放送局、釧路市立博物館
- 【共催】 鶴居村教育委員会、標茶町教育委員会、浜中町教育委員会、別海町教育委員会
- 【後援】 北海道開発局、釧路総合振興局、根室振興局、北海道新聞釧路支社、釧路新聞社
- 【会期】 2月18日(日)まで(※月曜休館)
- 【会場】 釧路市立博物館講堂
(北海道釧路市春湖台1-7)
- 【料金】 無料
- 【問合せ】 NHK釧路放送局
(☎41-9192 平日午前10時~午後6時)



鶴居文芸

凍原社1月句
(俳句)

あわき空裸木凜と映えいでる	鶴居村生まれ生きて屠蘇を受く	春浅し池にたむろう冬の客	閑かなりこの地この季の春の雨	冬帽子目深に何も見ぬように	すっぽりと雪に包まる阿寒の嶺	着ぶくれて我影つれて芥出しに	初暦日々の諫の標語かな
恒子	紀代子	和子	春夢子	和枝	ちえこ	水脈	ミヤノ

2月の自然観察会



●釧路湿原フィールドウォッチング

【日時】 2月10日(金) 午前10時~12時
【内容】 スノーシューを使用して雪のフィールドを散策しながら釧路湿原の自然や遺跡を観察します。

【定員】 10名

【参加費】 無料

【集合・申込・問合せ】

塘路湖エコミュージアムセンター
(☎015-487-3003)

●歩くスキーで湿原ハイク

【日時】 2月11日(日) 午前10時~12時
【内容】 雪の積もった湿原と周辺の森を歩くスキーで楽しめます。

【定員】 15名

【参加費】 無料

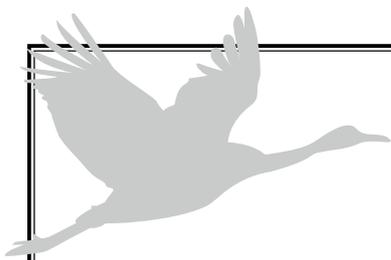
【集合・申込・問合せ】

温根内ビジターセンター (☎65-2323)

寄付

いただきました心温まる善意に心よりお礼申し上げます。

- ・特別天然記念物「タンチョウ」の愛護に関する事業のために
静岡県 鈴木 昌則 様
金10,000円
- ・特別天然記念物「タンチョウ」の愛護に関する事業、釧路湿原を含めた自然環境の保全等に関する事業のために
千葉県 青木 由美子 様
金20,000円
- ・釧路湿原を含めた自然環境の保全等に関する事業のために
株式会社アルバトロス
代表取締役 渡辺 義博 様
金100,000円
- ・地域振興及び地域福祉等に関する事業のために
下幌呂 松下 美津子 様
金200,000円
- ・地域振興及び地域福祉等に関する事業のために
茂雪裡 瀧澤 義一 様
金300,000円



鶴居村タンチョウシンポジウム ～パネルディスカッション～

前回に引き続き、昨年10月29日のシンポジウムについてお伝えします。今回はパネルディスカッションの内容を報告します（※基調講演の内容については前号で紹介）。パネルディスカッションでは、給餌量削減と農業被害・地域振興の大きく分けて2つのテーマについて意見交換が行われました。

●パネルディスカッション要旨

給餌量削減と農業被害では、削減の概要や酪農業での被害の実態、村での対策や農家への聞き取り調査の結果について報告しました。会場から「野生生物への給餌は良いことなのか」「小学校での給餌活動を続けて良いか」と質問があり、パネラーから「現状では自然の中だけでは餌が足りず、冬期の給餌が必要である」、「学校の教育面でプラスがあれば給餌は必ずしもやめなければいけないことではない」と回答しました。これらを受け、講師の二人からは「タンチョウだけでなく、地域全体の環境を見て、給餌問題について様々な人達と連携して答えを出すべき」「農業被害を軽減させるには、まず被害や現状をきちんと調べ、そこから試行錯誤していくべき」と意見がありました。

その後農家と保護関係者の目指す先が一緒で、両者が合意した上で給餌と農業被害について考える体制作りが必要だということで話がまとまりました。

地域振興では、基調講演の話を受け、今後村がタンチョウとどのようにつき合っていくか意見交換しました。鶴居村にとってタンチョウは観光振興する上で大切な存在で、共生してきた歴史はブランドとなり、タンチョウのいる風景に価値があるという意見が出ました。講師から「タンチョウは鶴居」という価値は、例え他の場所で見られるようになって変わらない、という力強い意見も。末永くタンチョウと付き合うには、まずは何をしていけば良いかを考え、リスクを逆手にとり地域一体で守っていく、ということで話がまとまりました。



8人のパネラーが登壇

●会場からの声

当日、鶴居村の小中学生も参加し、「餌が減ってもタンチョウが鶴居村からいなくなるためにどんな対策が必要か（中学生）」、「タンチョウとの共生を実現するためには真の鶴居っ子を育てる必要がある、そのためにはどんなことか大切か（小学生）」と質問しました。

これに対し、パネラーからは「村には餌が採れる豊かな環境があり、ねぐらがあるため数は減るかもしれないが、いなくなることはない」、「ただ教えてもらうだけでなく、自分でも考え、考えたことを自分達の言葉で発信することが大事」との回答がありました。

当日のアンケートには、「鶴居村民の意識の高さを感じた」という感想や「ブランド化」「タンチョウとの共生」を期待する声が多数寄せられました。

このシンポジウムを受け、「鶴居モデル」確立に向けた取り組みが、いよいよこれからスタートします。



2月村のカレンダー



1木	・鶴居村農泊シンポジウム 9:00～ 総合センター ・鶴居老人クラブ健康相談 9:30～ 鶴居老人寿の家 ・幌呂老人クラブ健康相談 9:30～ 幌呂老人寿の家 ・下幌呂老人クラブ健康相談 10:30～ 下幌呂老人寿の家
2金	
3土	
4日	・第41回釧路鶴居会新年交礼会 13:00～ アクアバール(釧路市)
5月	・特設人権相談所 13:00～ 役場2階第一・二会議室
6火	
7水	
8木	・乳児健診 13:00～ 総合センター
9金	
10土	・わんぱくアドベンチャークラブ2月講座 9:00～ ふるさと情報館「みなくる」
11日	・第31回鶴居村タンチョウフェスティバル 11:00～ 役場前庭特設会場
12月	
13火	・子育て支援事業「あそびのひろば」 10:00～ ふるさと情報館「みなくる」
14水	
15木	・確定申告相談(対象地区：鶴居市街) 9:30～ 役場2階第一・二会議室
16金	・確定申告相談(対象地区：鶴居市街) 9:30～ 役場2階第一・二会議室 ・寿大学2月講座 10:00～ 総合センター
17土	
18日	
19月	・確定申告相談(対象地区：支雪裡) 9:30～ 支雪裡コミュニティセンター
20火	・確定申告相談(対象地区：茂雪裡) 9:30～ 茂雪裡コミュニティセンター
21水	・確定申告相談(対象地区：中幌呂、中幌呂下、支幌呂、茂幌呂) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
22木	・確定申告相談(対象地区：中幌呂、中幌呂下、支幌呂、茂幌呂) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
23金	・確定申告相談(対象地区：幌呂市街) 9:30～ 幌呂農村環境改善センター
24土	
25日	
26月	・確定申告相談(対象地区：上幌呂) 9:30～ 上幌呂コミュニティセンター
27火	・確定申告相談(対象地区：下幌呂) 9:30～ 下幌呂コミュニティセンター
28水	・確定申告相談(対象地区：下幌呂) 9:30～ 下幌呂コミュニティセンター

今月の表紙

平成30年鶴居村成人式のひとコマです。
新成人誓いの言葉は社会人に相応しく、熱意が伝わる堂々とした宣誓でした。
(※詳細記事は2ページ)

交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)

昨年1年間の発生件数
人身事故1件／物件事故82件
12月中の発生件数
人身事故0件／物件事故11件
死亡事故ゼロの日 777日
(12月末現在)

人の動き

(12月末住民登録人口)

人口 総数 2,538人
(前月比 -3人)
うち外国人人口 25人
(男9人・女16人)

昨年同期は 2,525人で、
対前年比較は +13人です。

男 1,274人 (前月比 -2人)
女 1,264人 (前月比 +5人)

世帯数 1,147戸
(前月比 ±0戸)
うち外国人世帯数 16戸

編集後記

この度、成人式を取材させていただきました。私が成人の時は理由があって式を欠席してしまったため、「成人式ってこういう感じなんだ」と思いながらの取材になりました。地域によって式にも様々なスタイルがあるみたいですが、鶴居村は緊張感のある良い式だったと思います。そんな中、ふと「私はあれからどう変わっただろう」などと思いましたが、何となく怖くなっちゃったのですぐに考えるのをやめました。テレビを見てみると、トラブルが起きてしまった地域があったようで、大きなニュースになっていましたね。一生に一度の行事ですから、今後は同じことが起こらないことを願うばかりです。(H)



関係と関係の有効活用を促進して
健全な森づくりに貢献します。



四季の詩が流れる大地
～種まき、ふるさと鶴居村～